



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 東洋電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松尾 昇光  
(コード番号：6655・名証第2部)  
問合せ先 取締役管理本部長 加藤 信  
(TEL：0568-31-4191)

## 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 77 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月までとされています。

当社は、名古屋証券取引所に上場する企業として、この主旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にすることを目的として、株式併合（2 株を 1 株に統合）を行うものであります。

##### (2) 株式併合の内容

###### ①併合する株式の種類

普通株式

###### ②併合の方法・比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式を基準に、2 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

###### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 28 年 3 月 31 日現在)	9,388,950 株
株式併合により減少する株式数	4,694,475 株
株式併合後の発行済株式総数	4,694,475 株

(注) 株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

#### ④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産額は2倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

#### (3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (4) 株式併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	580名（100.00%）	9,388,950株（100.00%）
2株未満	44名（7.59%）	44株（0.00%）
2株以上	536名（92.41%）	9,388,906株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、2株未満の株式のみご所有の株主様44名（所有株式数の合計44株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### (5) 効力発生日における発行可能株式総数

9,000,000株

株式併合の割合に併せて、現行の1,800万株から900万株に減少させます。

#### (6) 株式併合の条件

平成28年6月22日開催予定の第77期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

### (1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

### (2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### (3) 変更日

平成28年10月1日

### (4) 単元株式数の変更の条件

平成28年6月22日開催予定の第77期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

## 【ご参考】

上記の株式併合および単元株式数変更に係る効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、平成 28 年 9 月 28 日をもって、名古屋証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款の一部変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、発行可能株式総数を 1,800 万株から 900 万株に変更、また単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために定款第 5 条および第 7 条を変更するものであります。また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

#### (2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,800</u> 万株とする。	第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>900</u> 万株とする。
第 7 条 (単元株式数) 当社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	第 7 条 (単元株式数) 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。
	<u>附則</u> <u>第 1 条 (効力発生日)</u> <u>第 5 条および第 7 条の効力発生日は、平成 28 年 10 月 1 日とする。</u> <u>第 2 条 (附則の取扱い)</u> <u>附則第 1 条および第 2 条は附則第 1 条に定める効力発生日をもって削除するものとする。</u>

(注) 上記の定款第 5 条 (発行可能株式総数) につきましては、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日に変更されたものとみなされます。

#### (3) 定款の一部変更の条件

平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 77 期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

#### 4. 日程

取締役会決議日		平成 28 年 5 月 19 日
定時株主総会開催日	(予定)	平成 28 年 6 月 22 日
1,000 株単位での売買最終日	(予定)	平成 28 年 9 月 27 日
100 株単位での売買開始日	(予定)	平成 28 年 9 月 28 日
株式併合の効力発生日	(予定)	平成 28 年 10 月 1 日
単元株式数変更の効力発生日	(予定)	平成 28 年 10 月 1 日

以 上

#### [添付資料]

- ・ (ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

(ご参考)

## 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

Q 1 株式併合および単元株式数の変更とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為のことです。今回、当社では、2株を1株に併合することを予定しております。

また、単元株式数とは、会社法で定められた株主総会の議決権の単位となる株式数のことで、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q 2 株式併合と単元株式数の変更を実施する理由は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することを目指しております。

当社は、売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、単元株式数を100株に変更することといたしました。

また、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）および中長期的な株価変動等も勘案しつつ、単元株式の変更と併せて、当社株式の投資単位を適切な水準に調整することを目的に株式併合を行うものです。

Q 3 株主の所有株式数や議決権の数は、どうなるのですか。

株主様の所有株式数や議決権の数は、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成28年10月1日）の前後で、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	3,000株	3個	1,500株	15個	なし
例②	1,501株	1個	750株	7個	0.5株
例③	177株	なし	88株	なし	0.5株
例④	1株	なし	なし	なし	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③および④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数の割合に応じてお支払させていただきます。また、効力発生前のご所有株式が2株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。なお、端数株式の処分代金につきましては、平成28年12月上旬頃、お支払させていただく予定にしております。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わるわけではありませんので、株式市況の動向など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動はありません。というのも、株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の2分の1となるものの、逆に1株当たり純資産額は併合前の2倍となるからです。

また、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の2倍となります。

Q 5 具体的なスケジュールを教えてください。

具体的なスケジュールは、次のとおり（予定）です。

平成 28 年 6 月 22 日	定時株主総会決議日
平成 28 年 9 月 27 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 28 年 9 月 28 日	100 株単位での売買開始日 (株価に株式併合の効果が反映されることとなります。)
平成 28 年 10 月 1 日	株式併合および単元株式数の変更の効力発生日
平成 28 年 12 月上旬	端数株式の処分代金のお支払

Q 6 株主優待に変更ありませんか。

株式併合後は、株式併合の割合に応じて従来どおり、当社株式 500 株以上の株主様には、クオ・カード 1,000 円分を進呈させていただく予定であります。

Q 7 株主自身で、何か必要となる手続きはありますか。

株主様に特段のお手続きの必要は、ございません。

※当社の株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
(通話料無料) (0120)232-711

以 上